

4 合同校長会(4/10)・臨時合同校長会(4/15)から本校での取組について

1) いじめ防止の取組について

① 仙台市いじめの防止等に関する条例について

・本市で発生した重大事態に関する第三者機関からの指摘された問題点について

- ① 当該生徒と友人との問題について、事前に対応方針を保護者と協議・説明せず、対応後も、注意深く経過を見守るといった措置をとらなかった。また、学年としての協働に欠けた。
- ② 指導を受けた友人及び保護者らと情報を共有し事態を確認する体制が作られていなかった。
- ③ 当該生徒が感じていた、からかい等の累積による苦痛等の心情を酌み取れていなかった。  
「大丈夫」と回答があった際、本人の真意を確認しなかった。
- ④ 管理職等による、事案対応のダブルチェックは行われなかった。
- ⑤ スクールカウンセラー、養護教諭等を活用した多角的な教育相談を日常的に行っていなかった。
- ⑥ 担任だけでなく、学校全体による、専門機関も交えた、組織的で多面的な対応が必要であった。
- ⑦ いじめの報告があった場合は原則として指導をするとともにその後の経過観察を行うべきである。  
経過観察をどうするかは学校全体で検討すべきであった。
- ⑧ 周囲の大人に伝えるような教育(自死予防教育)がなされるべきであった。

② 仙台市いじめの防止等に関する条例施行の背景

- ・ マイナスからの出発を認識
- ・ 実効性のあるものに！何が変わるのか→仙台の大人たちが本気で

○ 教職員の感度を上げる。

・ 「大丈夫」の声に安易に様子を見ていいのか。誰にとって大丈夫なのか。子供にとってほんとうに大丈夫なのか。

・ 教師としてよりも一人の大人として共感的に。

・ 学校で、家庭で、地域で相互に連携とていく。

○ 「いい子」「悪い子」とレッテルを貼らない。→思考停止、感度を鈍らせる。

加害者の背景は。0か100、黒か白、加害者か被害者かの世の中になっている。一方的な報道。  
子供が本当に求めているものは何なのか。

○ 担任一人で絶対に抱え込まない。コミュニケーション力

③ 「学校いじめ防止基本方針」・「学校いじめ防止基本方針」の改定→8月末までに

・ 児童生徒、保護者、地域住民から意見聴取を行うことが条例により義務化

④ 各区保健福祉センターとの連携(家庭健康課等)